

[Q&A] 宮崎市外国人材日本語学習支援事業補助金

1 市外の事業者でも補助の対象になるか。

・市内に事業所を有し、当該事業所で雇用している外国人従業員を対象に日本語学習支援を行う場合は、補助の対象になります。

2 どのような外国人材が対象となるか。

・出入国管理及び難民認定法の別表第1の2に規定する在留資格により、本補助事業の実施期間中継続して、宮崎市内で就労する外国人材が対象となります。
・具体的には、技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業、介護などが対象となります。
・留学生やインターンなどは対象となりません。

3 どのような日本語学習支援が補助の対象となるか。

・補助対象事業者が市内の事業所で就労させている外国人材を対象に実施する、日本語教師による日本語講座等で、以下の全てに該当する講座等が補助の対象となります。

- (1) 外国人材の語学レベルに合わせた内容で、総受講時間が20時間以上確保されていること
- (2) 補助金の交付決定以降に実施する事業であること
- (3) 外国人材の住民登録地及び就労場所が宮崎市内であること
- (4) 入国後講習として実施するものでないこと
- (5) 補助対象事業者が補助対象経費を負担するものであること

4 例えばどのような日本語学習支援が想定されるか。

- ・事業所に日本語教師を招へいして講座を実施する。
- ・日本語学校の講座を受講する。
- ・日本語教師が地域で開催している日本語講座に参加する。 など

5 日本語教師とはなにか。

- ・本事業における日本語教師は以下のいずれかに該当する方をいいます。
- ア 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の第17条第1項に規定する登録日本語教員
- イ (公財)日本国際教育支援協会が行う日本語教育能力検定試験に合格した者
- ウ 文化庁認定の日本語教師養成講座(420時間)を修了した者
- エ 大学において日本語教育を専攻した者
- オ 日本語教育の実務経験が3年以上あり、かつ事業所における日本語教育を行った経験を有する者

6 どのような経費が補助の対象になるか。

・講師への謝金、講師の旅費、日本語学習支援の外部委託料、会場借上料、日本語講座等の受講料などが補助の対象となります。
・机、イス、パソコン等の備品の購入や補助対象事業者に属する従業員等への報酬及び旅費等は補助対象外となります。